

横浜高速鉄道株式会社

旅客営業規則

横浜高速鉄道株式会社

旅客営業規則

横高運第 147 号 2004 年 2 月 1 日制定

横高運第 0624 号 2025 年 4 月 1 日改定

— 目 次 —

第 1 編 総則

第 1 条	この規則の目的	1
第 2 条	この規則の適用範囲	1
第 3 条	用語の意義	1
第 3 条の 2	消費税課税の運賃・料金	1
第 4 条	運賃・料金前払いの原則	1
第 5 条	契約の成立時期および適用規定	2
第 6 条	旅客の運送等の制限または停止	2
第 7 条	運行不能の場合の取扱方	2
第 8 条	キロ程のは数計算方	2
第 9 条	期間の計算方	2
第 10 条	乗車券類等に対する証明	2
第 11 条	旅客等の提出する書類	3

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通則

第 13 条	乗車券類の購入および所持	4
第 14 条	キロ程	4

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

第18条	乗車券類の種類	5
第19条	乗車券類の発売箇所および発売方法	5
第20条	乗車券類の発売範囲	5
第21条	乗車券類の発売日	6
第21条の2	乗車券類の発売時間	6
第24条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い	6
第25条	割引証等が無効となる場合およびこれを使用できない場合	6

第2節 普通乗車券の発売

第26条	普通乗車券の発売	7
第30条	被救護者割引普通乗車券の発売	7
第31条	被救護者割引証	7
第32条	特殊普通乗車券の発売	8
第32条の2	乗継割引普通乗車券の発売	8

第3節 定期乗車券の発売

第35条	通勤定期乗車券の発売	9
第36条	通学定期乗車券の発売	9
第37条	定期乗車券の一括発売	10
第38条	特殊定期乗車券の発売	10

第4節 回数乗車券の発売

第39条	回数乗車券の発売	11
第40条	通学用割引回数乗車券の発売	11

第5節 団体乗車券の発売

第43条	団体乗車券の発売	13
第45条	団体旅客運送の申込み	13
第51条	一部区間を乗車しない団体乗車券の発売	14

第6節 座席指定券の発売

第61条	座席指定券の発売	15
第61条の2	座席指定券の発売範囲の制限	15

第3章 旅客運賃・料金**第1節 通則**

第65条	旅客運賃・料金の種類	16
第67条	旅客運賃・料金計算の原則	16
第68条	旅客運賃計算上のキロ程の計算方	16
第73条	旅客の区分およびその旅客運賃・料金	16
第74条	小児旅客運賃	17
第74条の2	割引の旅客運賃	17
第76条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	17

第2節 普通旅客運賃

第77条	普通旅客運賃制度	18
第77条の2	普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金	18
第78条	普通旅客運賃	18
第90条	往復普通旅客運賃	18
第93条	被救護者割引	18
第94条	特殊割引	18
第94条の2	乗継割引普通旅客運賃	18

第3節 定期旅客運賃

第95条	定期旅客運賃	19
第95条の2	通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金	19
第101条	特殊割引	19
第102条	は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃	19

第4節 回数旅客運賃

第106条	回数旅客運賃	20
第107条	通学用割引回数旅客運賃	20

第5節 団体旅客運賃

第111条	団体旅客運賃	21
第112条	団体旅客運賃の計算方	21

第6節 座席指定料金

第139条の2	座席指定料金	22
第139条の5	団体旅客に対する座席指定料金	22

第4章 乗車券類の効力**第1節 通則**

第147条	乗車券類の使用条件	23
第148条	乗車券類の効力の特例	23
第149条	券面表示事項が不明または不備の乗車券類	23
第149条の2	磁気情報が不明となった乗車券類	23
第150条	不乗区間に対する取扱い	23
第151条	有効期間の起算日	24
第152条	小児用乗車券類の効力の特例	24
第153条	乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方	24

第2節 乗車券類の効力

第154条	有効期間	25
第155条	継続乗車	25
第156条	途中下車	25
第163条の2	割引回数乗車券の効力	25
第164条	改氏名の場合の定期乗車券の書替え	25
第165条	乗車券が前途無効となる場合	26
第167条	定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合	26
第168条	定期乗車券が無効となる場合	27
第170条	通学定期乗車券の効力	27
第171条	学生用割引乗車券等の効力	29
第182条の4	座席指定券の効力	30
第182条の5	座席指定券の指定駅から乗車しない場合の取扱い	30
第182条の6	座席指定券が無効となる場合	30

第5章 乗車券類の様式**第1節 通則**

第183条	乗車券類の表示事項	31
第184条	この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等	31
第186条	字模様の印刷	32
第187条	乗車券類の駅名等の表示方	32
第188条	旅客運賃の割引等に対する表示	32

第2節 乗車券類の様式	
第1款 普通乗車券の様式	
第189条	片道乗車券の様式…………… 34
第193条	往復乗車券の様式…………… 34
第2款 定期乗車券の様式	
第199条	定期乗車券の様式…………… 35
第3款 回数乗車券の様式	
第203条	回数乗車券の様式…………… 36
第4款 団体乗車券の様式	
第208条	団体乗車券の様式…………… 37
第5款 座席指定券の様式	
第219条	座席指定券の様式…………… 39
第3節 特別補充券の様式	
第224条	特別補充券の発行…………… 40
第225条	特別補充券の様式…………… 40
第6章 乗車券類の改札および引渡し	
第1節 通則	
第228条	乗車券類の改札…………… 41
第229条	乗車券類の引渡し…………… 41
第2節 乗車券類の改札および引渡し	
第230条	普通乗車券の改札・引渡しおよび運賃の納入…………… 42
第231条	定期乗車券の改札および引渡し…………… 42
第232条	回数乗車券の改札および引渡し…………… 42
第233条	団体乗車券の改札および引渡し…………… 42
第236条の3	座席指定券の改札および引渡し…………… 42

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

第237条	乗車変更等の取扱箇所	43
第237条の2	手数料の收受	43
第238条	払いもどし請求権行使の期限	43
第240条	乗車変更をしている乗車券類について旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合の既収額	43

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

第241条	乗車変更の種類	44
第242条	乗車変更の取扱範囲	44
第243条	割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	44
第244条	座席指定券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限	44
第245条	継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止	44
第247条	別途乗車	45

第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

第248条	乗車券類変更	46
-------	--------	----

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

第249条	区間変更	47
第253条	団体乗車券変更	47

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通則

第261条	旅客運賃の払いもどしに伴う割引証等の返還	48
第263条	旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合	48

第2款 乗車券類の無札および無効

第264条	乗車券類の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	49
第265条	定期乗車券の不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	49
第266条	乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方	50
第267条	座席指定券不正使用旅客に対する座席指定料金、増料金の収受	50

第3款 乗車券類の紛失

第268条	乗車券類紛失の場合の取扱方	51
第269条	再収受した旅客運賃・料金の払いもどし	51
第270条	団体乗車券紛失の場合の取扱方	51

第4款 任意による旅行の取りやめ

第271条	旅行開始前の旅客運賃の払いもどし	52
第272条	使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし	52
第273条	旅行開始前の座席指定料金の払いもどし	52
第273条の2	旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし	52
第274条	旅行開始後の旅客運賃・料金の払いもどし	53
第275条	不乗区間に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合	53
第277条	定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	53
第277条の2	回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし	53
第278条	旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし	54
第279条	傷い疾病等の場合の証明	54
第280条	有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例	54

第5款 運行不能および遅延

第282条	列車の運行不能の場合の取扱方	55
第282条の2	旅行中止による旅客運賃の払いもどし	55
第284条	無賃送還の取扱方	55
第286条	運行不能の場合の旅客運賃の払いもどし駅	56

第 288 条	運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし	56
第 289 条	座席指定料金の払いもどし	56
第 290 条の 3	運行不能、遅延等の場合のその他の請求	57
第 6 款 誤乗および誤購入		
第 291 条	誤乗区間の無貨送還	58
第 292 条	誤乗区間無貨送還の取扱方	58
第 293 条	乗車券類誤購入の場合の取扱方	58
第 8 章 入場券		
第 294 条	入場券の発売	59
第 295 条	入場券の料金	59
第 296 条	入場券の効力	59
第 297 条	入場券が無効となる場合	59
第 298 条	入場券の様式	59
第 299 条	入場券の改札および引渡し	60
第 300 条	無札入場者	60
第 301 条	入場料金の払いもどし	60
第 9 章 手回り品		
第 307 条	手回り品および持込禁制品	61
第 308 条	車内持ち込み手回り品の範囲	61
第 312 条	持込禁制品または制限外手回り品を持込んだ場合の処理	62
第 315 条	手回り品の保管	62
第 10 章 遺失品の回送		
第 326 条	遺失物回送の特例	63
第 11 章 雑則		
第 326 条	旅客運送の契約条件の変更	64
別表		65

第1編 総則

(この規則の目的)

第1条 この規則は、横浜高速鉄道（以下「横浜高速」という。）の旅客の運送およびこれに附帯する入場券の発売等（以下「旅客の運送等」という。）の取扱いについて規定しているもので、その取扱いが利用者にとって便利であると共に合理的、能率的に行われることを目的とする。

(この規則の適用範囲)

第2条 横浜高速による旅客の運送等については、別に規定する場合を除いてこの規則を適用する。

2 東日本旅客鉄道会社線または他社線との連絡による運送等については旅客連絡運輸規則の規定による。

(用語の意義)

第3条 この規則において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「みなとみらい線」とは、横浜高速が経営する、みなとみらい21線をいう。
- (2) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。
- (3) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券類の改札を受けて入場することをいう。
- (4) 「連絡会社」とは、連絡運輸の取扱いを行う運輸機関をいう。
- (5) 「連絡会社線」とは、連絡会社の経営する鉄道をいう。

(消費税課税の運賃・料金)

第3条の2 この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和63年法律第108号）および地方税法（昭和25年法律第226号）の定めによる消費税および地方消費税相当額を含んだ額とする。

(運賃・料金前払いの原則)

第4条 旅客の運送等の契約の申込みを行おうとする場合、旅客は、現金をもって所定の運賃・料金を前払いするものとする。ただし、横浜高速において特に認めた場合は後払いとすることができる。

2 旅客は前項の規定にかかわらず、次の各号に定める運賃を当該各号に定める証券等によって、支払う（乗車券類との引換えを含む。）ことができる。

- (1) 普通旅客運賃、回数旅客運賃及び料金については、ICカード乗車券取扱規則第2条第1項に定めるICカード乗車券。
- (2) 定期旅客運賃については、横浜高速が特に認めた小切手。

(契約の成立時期および適用規定)

第5条 旅客の運送等の契約は、その成立について別段の意志表示があった場合を除いて、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券類等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとする。

(旅客の運送等の制限または停止)

第6条 旅客運送等の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

- (1) 乗車券類および入場券の発売制限または発売停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持込列車の制限

(運行不能の場合の取扱い)

第7条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはそこを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、他社線および自動車等の運輸機関の利用その他の方法によって連絡の措置をした場合は、すでに乗車券を所持している旅客に限り運送の取扱いをする。

(キロ程のは数計算方)

第8条 キロ程を用いて、旅客運賃を計算する場合の1キロメートル未満のは数は、1キロメートルに切り上げる。

(期間の計算方)

第9条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1日として計算する。

(乗車券類等に対する証明)

第10条 横浜高速において、乗車券類等、旅客運送等の契約に関する証票に証明を行う場合は、当該証票にその証明事項を記入し、相当の証印を押すものとする。

(旅客等の提出する書類)

第11条 旅客の運送等の契約に関して、旅客等が横浜高速に提出する書類はボールペン等をもって記載し、かつ、特に定めるものについては、これに証印を押すものとする。

2 旅客等は前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、その訂正箇所に相当の証印を押すものとする。

3 旅客等から提出を受けた書類および書類の記載事項は、運送等の契約に関してのみ使用する。

ただし、横浜高速が別に明示した場合を除く。

(注) 第1項の「特に定めるもの」のおもなものは、次のとおりとする。

学校学生生徒旅客運賃割引証

被救護者旅客運賃割引証

通学証明書（通学定期券購入兼用の証明書を含む）

第2編 旅客営業

第1章 通則

(乗車券類の購入および所持)

第13条 列車に乗車する旅客は、その乗車に有効な乗車券を購入し、それを所持しなければならない。ただし、係員の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、着駅において運賃を支払わなければならない。

2 座席指定列車に乗車する旅客は、前項の乗車券のほか、あらかじめ座席の指定を受けた座席指定券を購入し、これを所持しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、座席指定券を購入しないで乗車した旅客は、列車内等において、直ちに相当の座席指定券を購入しなければならない。

(キロ程)

第14条 旅客運賃・料金の計算その他旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、営業キロ程による。

2 前項の営業キロ程は、別表第1号に定める。

第2章 乗車券類の発売

第1節 通則

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- | | |
|---------|----------------------|
| ア 普通乗車券 | { 片道乗車券
往復乗車券 |
| イ 定期乗車券 | { 通勤定期乗車券
通学定期乗車券 |
| ウ 回数乗車券 | |
| エ 団体乗車券 | |

(2) 座席指定券

(乗車券類の発売箇所および発売方法)

第19条 乗車券類は旅客が乗車する駅において、乗車券発売機または係員により発売する。ただし、定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券および座席指定券については、横浜高速が指定した駅において発売する。

- 2 前項の規定にかかわらず、座席指定券を所持しないで座席指定列車に乗車した場合には、座席指定券を当該列車内において発売する。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、横浜高速が設置した乗車券臨時発売所または乗車券類の発売を委託した箇所において発売することができる。
- 4 旅客運賃割引証によって購入する乗車券は、乗車後において発売しない。ただし、横浜高速が認めた場合は、着駅において割引旅客運賃を精算することができる。

(乗車券類の発売範囲)

第20条 駅における乗車券類の発売は、発売駅から有効なもののみとする。ただし、横浜高速が特に定めた場合は、他駅から有効なものを発売することがある。

- 2 車内において発売する座席指定券は、旅客の乗車した座席指定列車に有効なものに限って発売する。

(乗車券類の発売日)

第21条 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、それぞれの定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効期間の開始日の14日前から発売する。

(2) 団体乗車券

運送引受後であって旅客の始発駅出発日の21日前から発売する。

(3) 特殊乗車券

その都度定める。

(4) 座席指定券

横浜駅は乗車日の1か月前から、みなとみらい駅および元町・中華街駅においては乗車当日のみ発売する。

(乗車券類の発売時間)

第21条の2 駅において発売する乗車券類の発売時間は、別に定める駅を除いて、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

第24条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証、通学定期乗車券または通学証明書もしくは第170条第1項に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正に使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証等が無効となる場合およびこれを使用できない場合)

第25条 旅客運賃割引証は次の各号の1に該当する場合無効として回収する。

(1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。

(2) 表示事項をぬり消しまたは改変したものを使用したとき。

(3) 有効期間を経過したものを使用したとき。

(4) 有効期間内のものであっても、使用資格を失った者が使用したとき。

(5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は次の各号の1に該当する場合使用することができない。

(1) 発行者が記入しなければならない事項が記入されていないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの。

(2) 記入事項を訂正した場合でこれに相当の証印のないもの。

第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

第26条 普通乗車券は、次の各号によって発売する。

- (1) 片道乗車券 旅客が連続した区間を1回乗車する場合に発売する。
- (2) 往復乗車券 旅客が往路と復路の区間を同じくして、片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車する場合に発売する。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

第30条 横浜高速の指定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第31条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道または往復の割引普通乗車券を発売する。

- 2 被救護者が、老幼、虚弱、障害のためまたは逃亡するおそれがあるため、被救護者と付添人とが同時に同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って前項の規定を準用する。
- 3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

第31条 被救護者が前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名および年令・付添人を必要とするときは付添人の氏名および年令・有効期限・発行年月日・施設の名称・所在地ならびにその代表者の氏名が記入された発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付をうけて提出するものとする。

2 前項の被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏	
被救護者旅客運賃割引証		(この割引証の使用上の注意)	
第.....号		(1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。 (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。 (3) この割引証の記入事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。 (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。 (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。 (6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。 (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。 (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。	
指定番号			
乗車船区間	駅から 駅まで	經由	
乗車券の種類	片道	被救護者	片道
	往復	付添人	往復
旅行証明書番号			
被救護者の氏名 及び年齢	(才)		
付添人の氏名 及び年齢	(才)		
割引率	5割		
有効期限	平成 年 月 日まで		
平成.....年.....月.....日発行			
施設の所在地.....			
施設名.....			
代表者氏名.....			
		代表者 職印	
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	救 添
			31 33

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は発行の日から1か月間とする。

(特殊普通乗車券の発売)

第32条 横浜高速が、特に必要と認める場合は、旅行目的地を限定して特殊普通乗車券を発売することがある。

(乗継割引普通乗車券の発売)

第32条の2 旅客が、次に掲げる特定区間を乗継いで乗車する場合は、割引の普通乗車券を発売する。

乗継割引適用区間		
みなとみらい線	接続駅	連絡運輸機関
新高島 みなとみらい 馬車道	横 浜	東急電鉄株式会社線 東横線 反町、東白楽、白楽各駅
		京浜急行電鉄株式会社線 本線 子安、神奈川新町、京急東神奈川、神奈川戸部、日ノ出町各駅
		相模鉄道株式会社線 本線 平沼橋、西横浜、天王町各駅

第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第35条 旅客が、みなとみらい線の区間を同じくして乗車する場合で、横浜駅定期券うりばにおいて、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月、または6か月有効の通勤定期乗車券を発売する。ただし、自動券売機で購入する場合は、購入画面で必要事項を入力することにより、定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略することができる。いずれの場合も、継続定期乗車券はのぞく。

(通学定期乗車券の発売)

第36条 横浜高速の指定する学校（以下「指定学校」という。）の学生（第40条第1項第1号に規定する学生を除く。以下この条において同じ。）、生徒、児童または幼児が、居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を、通学のため、みなとみらい線の区間を同じくして乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を呈示（第170条第1項に規定する通学定期乗車券購入兼用証明書を含む）し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1か月、3か月または6か月有効の通学定期乗車券を発売する。ただし、次の各号による場合は、定期乗車券購入申込書の記入、提出を省略することができる。

- (1) 自動券売機による発売で、必要事項を入力するとき
 - (2) 継続定期乗車券として購入するとき
- 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

知印		
No. _____ 通学証明書		
学校種別 又は指定番号		区分
通学者の氏名・年齢 (歳)		
通学者の居住地	電話 ()	
部科及び学年	部 科	学年 (年次)
証明書番号		
通学区間	駅	駅間 理由
通学定期乗車券の有効期間	____月	
通学定期乗車券の使用開始日	年 月 日から	
卒業予定年月日	年 月 日まで	
証 明 書 発行 年 月 日発行 学校所在地 _____ 代表者 学 校 名 _____ 職 印 学校印欄に		
1 この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間です。 2 この証明書のうち、赤印の欄以外の記入事項は、発行者が記入してください。 3 この証明書のうち赤印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、赤印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。 下欄には、記入しないでください。		
年 月 日まで		
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)

(PDF 18.2cm×12.5cm 裏刷地)

- 備考 (1) 必要により、様式の上部余白に学校のもより駅欄を印刷する。
- (2) 通信による教育を行う学校で面接授業または試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場または試験会場とカッコ書きし、当該面接授業または試験会場所在地住所を記入する。
- 3 通学証明書の有効期間は発行の日から1か月間とする。ただし、表面余白に有効期間の開始日または有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。
- 4 指定学校の学生・生徒もしくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、横浜高速が必要と認めた場合は第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

- 第37条** 第35条および第36条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。
- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがある。

(特殊定期乗車券の発売)

- 第38条** 横浜高速が特に必要と認める場合は、特殊定期乗車券を発売することがある。

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第39条 同一区間をしばしば乗車する旅客に対しては、11 券片の回数乗車券を発売する。ただし、第40条または別の規程に定めることによる割引条件に該当する場合に限る。

(通学用割引回数乗車券の発売)

第40条 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業または試験のため、同一区間をしばしば乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業および試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引回数乗車券を発売する。

- (1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生
- (2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の通学用割引回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 放送大学の学生が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、放送大学の代表者において乗車区間その他必要事項を記入したものとす。

表		裏		
13.0cm	放送大学学生旅客運賃割引証			<p>(この学生証の使用上の注意)</p> <p>(1) 通学用割引(普通)回数乗車券を1人1回に限って購入できます。</p> <p>(2) 発行者において記入し、押印していないものは、使用できません。また、記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印がないものは、使用できません。</p> <p>(3) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記入名であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(4) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。</p> <p>(5) この割引証によって購入した通学用割引(普通)回数乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは使用できません。また、証明書は係員の請求があるときは、呈示してください。</p>
	第...号 契印			
	運輸機関名			
	乗車区間	駅から 駅まで	經由	
	乗車券の種類	回数券		
	部科及び学年	教養学部第	学年(年次)	
	証明書番号			
	使用者の氏名及び年齢	(歳)		
	割引率	2割		
	有効期間	学割証発行日から1ヶ月		
平成...年...月...日発行			印	
学校所在地.....				
学校名.....				
学校代表者氏名.....				
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	備 考	
(基本運賃)	(発行運賃)	(差額運賃)		
9.0cm			備考 この割引証は、青色刷とする。	

(2) 高等学校の生徒が提出する割引証は、様式を次のとおりとし、指定学校の代表者において乗車券の種類（「回数」と記入する。）・乗車区間その他必要事項を記入したものとす。

通信教育学校用

表

裏

学校学生生徒旅客運賃割引証 (通信教育学校用)				契印
第.....号				
※乗車船区間	駅から 駅まで	經由		
※乗車券の種類	普通 往復 連続 周遊			
部科及び学年	第.....学年(年次)			
証明書番号				
使用者の氏名及び年齢	(才)			
割引率	旅客鉄道会社線 5割			
有効期間	平成.....年.....月.....日から 平成.....年.....月.....日まで			
平成.....年.....月.....日発行				
学校所在地.....				
学校名.....				代表者 職 印
学校代表者氏名.....				
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41	

12.8cm

9.1cm

(この割引証の使用上の注意)

- (1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。
- (2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。
- (3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。
- (4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。
- (5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。
- (6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。
- (7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。
- (8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、呈示してください。
- (9) この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)です。

- 3 前項の指定により提出する放送大学学生旅客運賃割引証または学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第43条 発着駅および経路を同じくする次の各号の1に該当する団体の旅客で、横浜高速が運送引受をしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の1に該当する学校等の学生等が25人以上とその付添人、当該学校等の教職員（囑託している医師および看護師を含む。以下同じ。）またはこれと同行する旅行者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が25人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生（第40条第1号に規定する学生を除く。）・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法第39条に規定する保育所の児童および同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園の児童

イ アの付添人は大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(ア) 幼稚園の幼児、保育所および幼保連携型認定こども園の児童または小学校第3学年以下の児童であるとき。

(イ) 障害または虚弱のため、横浜高速において付添を必要と認めるとき。

(2) 普通団体

前号以外の旅客25人以上によって構成された責任ある代表者が引率する団体。

2 横浜高速において特に必要と認めた団体旅客に対しては、前項に規定された団体でなくても旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客運送の申込み)

第45条 旅客が第43条の規定によって団体乗車券を購入しようとするときは、あらかじめ、その人員・行程・乗車希望時間等輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書を提出し、横浜高速の承認を受けなければならない。

2 団体乗車申込書の様式は、次のとおりとする。

(横浜高速鉄道) NO. _____

団体乗車申込書

年 月 日 学校又は _____ 印
 代表者名 _____
 電話番号() _____

駅長 _____

学生団体に該当するお客さまは、学校印を捺印願います。
 ※お客さまの個人情報は、団体乗車に関する事務等の範囲内で利用させていただきます。
 ※お客さまの個人情報に関しては、当社が責任を持って保管し、保管期間が満了したものはシュレッダー処理いたします。

お願い：太い枠内を記入し、該当箇所を○で囲んで下さい

団体種別		ご利用日		ご利用人数	
				大人・生徒(学生団体)	人
1. 普通		月 日 曜日			
2. 学生		雨天	1. 決行 2. 中止		小児
希望	乗車区間	行き		帰り	
		駅より		駅より	
	駅まで		駅まで		
	乗車時分	午前・午後 時 分	午前・午後 時 分		

※係員が記入します

指 定	線別乗車区間	往路		復路	
		時	分	時	分
		運行	列車	運行	列車
		時	分	時	分
		運行	列車	運行	列車
		時	分	時	分
		運行	列車	運行	列車
		時	分	時	分
		運行	列車	運行	列車
		時	分	時	分
		運行	列車	運行	列車

記
事

東急承認 /	メトロ承認 /	西武承認 /	承認確認 /
受付駅	鉄電()	乗車券発行駅	お客さまへの連絡 <input type="checkbox"/>

横浜高速鉄道株式会社 (1年保存)

3 団体乗車の申込者は、次のとおりとする。

- (1) 学生団体 教育長または学校長（保育所の代表者を含む。以下この号において同じ。）。ただし、数校連合の場合で学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長名を明示するものとする。
- (2) 普通団体 代表者

(一部区間を乗車しない団体乗車券の発売)

第51条 旅行行程の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、横浜高速において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合は、団体旅客運送申込みの際に、その区間を明示するものとする。

第6節 座席指定券の発売

(座席指定券の発売)

第61条 座席指定券は、座席指定列車に乗車する旅客に対して、乗車日、列車、号車、座席、乗車駅および乗車区間を指定し、かつ、乗車する前に発売する。

2 座席指定列車に、事前に座席指定券を購入せずに乗車した旅客に対しては、特例として、座席指定列車の車内で座席指定券を発売する。ただし、運輸上の都合によって、旅客車又は座席の指定を省略することがある。

3 団体旅客に対する座席指定券は、団体乗車券によって同時に発売する。

4 座席指定券の発売箇所は、横浜駅、みなとみらい駅、元町・中華街駅とする。ただし、団体旅客に対する座席指定券の発売は、この限りでない。

(座席指定券の発売範囲の制限)

第61条の2 みなとみらい線内各駅間相互を有効区間とする座席指定券は発売しない。ただし、前条第2項に規定する座席指定券については、この限りでない。

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通則

(旅客運賃・料金の種類)

第65条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券の種類に応じて、次の各号に定めるとおりとする。

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 普通旅客運賃 | { 片道普通旅客運賃
往復普通旅客運賃 |
| (2) 定期旅客運賃 | { 通勤定期旅客運賃
通学定期旅客運賃 |
| (3) 回数旅客運賃 | |
| (4) 団体旅客運賃 | |
| (5) 座席指定料金 | |

(旅客運賃・料金計算の原則)

第67条 旅客運賃・料金は、原則として旅客の実際乗車する発着順序によって計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

第68条 キロ程を使用して旅客運賃を計算する場合は別に定める場合を除いて、同一方向に連続する場合に限り、キロ程を通算して計算する。

(旅客の区分およびその旅客運賃・料金)

第73条 旅客運賃・料金は、次に掲げる年令別の旅客の区分によって、この規則の定めるところにより、その旅客運賃を収受する。

大人 12才以上の者

小児 6才以上12才未満の者

幼児 1才以上6才未満の者

乳児 1才未満の者

2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃・料金を収受する。

- (1) 幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が、乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき。ただし、2人をこえた者だけ小児とみなす。
- (3) 幼児が団体旅客として旅行するときまたは団体旅客に随伴されて旅行するとき。

(4) 幼児または乳児が指定を行う座席を占有して使用するとき。

3 前項の場合のほか、幼児または乳児に対しては、旅客運賃・料金を収受しない。

(小児旅客運賃)

第74条 小児の片道普通旅客運賃または定期旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃または定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）とする。

(割引の旅客運賃)

第74条の2 割引の旅客運賃は別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃または小児の無割引の旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

往復乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、第90条の規定に準じ各区间ごとに割引額を差し引いては数計算した額を合計した額とする。

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第76条 旅客は2以上の旅客運賃の割引が適用される場合であっても、旅客運賃の割引を重複して請求することができない。

第2節 普通旅客運賃

(普通旅客運賃)

第77条 普通旅客運賃は、対キロ区間制とし、大人片道普通旅客運賃は、別表第1号に定める発着区間のキロ程により、別表第2号の1に定める額とする。

(普通旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)

第77条の2 前条に規定した大人片道普通旅客運賃には、1乗車につき10円の鉄道駅バリアフリー料金を加えた額とする。

2 普通旅客運賃により算出する運賃の計算方については、前項で規定した大人片道普通旅客運賃を適用するものとする。

(往復普通旅客運賃)

第90条 往復普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(被救護者割引)

第93条 第30条の規定により被救護者またはその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

(特殊割引)

第94条 第32条の規定によって割引普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

(乗継割引普通旅客運賃)

第94条の2 第32条の2の規定による特定区間に対する乗継割引普通旅客運賃は、次の各号に定める額とする。

(1) 大人

大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額とする。

(2) 小児

小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額とする。この場合、第74条の2の規定にかかわらず、は数計算はしない。

(注) 他運輸機関の各区间についての割引額は、別に定めるところによる。

第3節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第95条 定期旅客運賃は対キロ区間制とし、別表第1号に定める発着区間のキロ程により、別表第2号の2に定める額とする。

(通勤定期旅客運賃に対する鉄道駅バリアフリー料金)

第95条の2 前条に規定した通勤定期旅客運賃には、鉄道駅バリアフリー料金を加えた額とする。

2 通勤定期旅客運賃により算出する運賃の計算方については、通勤定期旅客運賃に鉄道駅バリアフリー料金を加えた額を適用するものとする。

(特殊割引)

第101条 第38条の規定によって割引定期乗車券を発売する場合、定期旅客運賃の割引率はその都度これを定める。

(は数となる日数を付加して一括発売する場合の定期旅客運賃)

第102条 第37条第2項の規定により発売する定期乗車券のは数となる日数に対する定期旅客運賃は別に定める。

第4節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第106条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を10倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を10倍した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第107条 第40条の規定により通学用割引回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって回数旅客運賃の割引をする。

- (1) 第40条第1項第1号に規定する学生に対しては大人回数旅客運賃について2割引
- (2) 第40条第1項第2号に規定する生徒に対しては大人回数旅客運賃について5割引

第5節 団体旅客運賃

(団体旅客運賃)

第111条 第43条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

人 員	学生 25 人以上と付添人 1 名以上
割引率	2 割引

(2) 普通団体

人 員	25 人以上
割引率	1 割引

(団体旅客運賃の計算方)

第112条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

- (1) 大人団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り大人普通旅客運賃から割引額を差し引いた額をは数計算し、これに総人員を乗じた額とする。
- (2) 小児団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当り小児普通旅客運賃から割引額を差し引いた額をは数計算し、これに総人員を乗じた額とする。
- (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人・小児各別に前各号の規定によって算出した額を合計した額とする。

第6節 座席指定料金

(座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の額とする。

100円（発売については、連絡会社線との合算額とする）

2 小児の座席指定料金は、大人の座席指定料金を折半し、10円未満のは数を10円単位に切り上げた額とする。

3 第61条の2第2項および第63条の3の規定により、座席指定券を所持せず座席指定列車に乗車した旅客に対して座席指定券を発売する場合、第1項に定める座席指定料金の他、みなとみらい線区間と連絡会社線区間を通じて、座席指定券1枚につき200円を加えた額を収受する。

(団体旅客に対する座席指定料金)

第139条の5 第43条に規定する団体乗車に対する座席指定料金の計算にあつては、当該団体旅客運賃収受人員に相当する額とする。

第4章 乗車券類の効力

第1節 通則

(乗車券類の使用条件)

第147条 乗車券類は特に乗車人員を記載したものを除き、1券片をもって1人が、1回限り、その券面表示事項に従って使用する場合に限り有効とする。ただし、定期乗車券についてはその使用回数を制限しない。

- 2 同一旅客が同一区間に対し有効な2枚以上の同種の乗車券類を所持する場合は当該乗車券類については、その1枚のみを使用することができる。
- 3 乗車以外の目的で乗降場に入出場するために乗車券類を使用してはならない。

(乗車券類の効力の特例)

第148条 大人用乗車券類を小児が使用した場合および有効な乗車券類を券面に表示された発着区間内の途中駅から使用した場合は前条の規定にかかわらず、その乗車券類を有効として取り扱う。

(券面表示事項が不明または不備の乗車券類)

第149条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは使用することができない。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券にあっては、横浜駅。）に差し出して書替えを請求することができる。
- 3 前項の規定により旅客から書替えの請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限り当該乗車券類と引換えに再交付の取扱いをする。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項の整っていない乗車券類について準用する。

(磁気情報が不明となった乗車券類)

第149条の2 前条の規定は、磁気情報が不明になった乗車券類の場合にも準用する。

(不乗区間に対する取扱い)

第150条 旅客は第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合の不乗区間について、乗車の請求をすることができない。

- 2 前項の規定は、往復乗車券の復片から先に使用した場合の往片については適用しない。

(有効期間の起算日)

第151条 乗車券類の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券類を発行した当日から起算する。

(小児用乗車券類の効力の特例)

第152条 小児用の乗車券類は、その有効期間中に使用旅客の年齢が12才に達した後にも第147条の規定にかかわらず、使用することができる。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取扱方)

第153条 旅客が当該乗車について効力のない乗車券類を使用しようとした場合は、これを無効として回収する。ただし、他の乗車に使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りではない。

第2節 乗車券の効力

(有効期間)

第154条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通乗車券

ア 片道乗車券 1日

イ 往復乗車券 2日

(2) 特殊乗車券 その都度定める。

(3) 定期乗車券（通勤定期乗車券および通学定期乗車券） 1か月・3か月または6か月とする。

(4) 回数乗車券 3か月とする。ただし、第40条第1項第2号に規定する通学用割引回数乗車券にあつては6か月

(5) 団体乗車券 その都度定める。

(継続乗車)

第155条 入場後に有効期間を経過した当該使用乗車券は、途中下車しないでそのまま旅行を継続するときに限って、その券面に表示された着駅までは第147条の規定にかかわらず使用することができる。

(途中下車)

第156条 旅客は旅行開始後、その所持する乗車券（定期乗車券を除く。）によって途中下車をすることができない。

(割引回数乗車券の効力)

第163条の2 旅客運賃割引証によって購入した割引回数乗車券を所持する旅客は、当該回数乗車券を同行する旅客と同時に使用することができない。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替え)

第164条 定期乗車券の使用者が氏名を改めた場合は、その定期乗車券を横浜高速の指定する駅に差し出して、氏名の書替えを請求しなければならない。

(乗車券が前途無効となる場合)

第165条 乗車券（往復または回数乗車券については、その使用する券片。）は、次の各号の1に該当する場合その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が第312条の取扱いをうけたとき。
- (3) 鉄道営業法第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第167条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号の1に該当する場合、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引換えに購入した割引乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
 - (3) 第25条第1項の規定によって無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
 - (4) 資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
 - (5) 乗車券の券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消しまたは改変して使用したとき。
 - (6) 区間の連続していない2枚以上の普通乗車券または普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
 - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (8) 証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯しないとき。
 - (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、第155条に規定する場合を除く。
 - (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
 - (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第152条に規定する場合を除く。
 - (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
 - (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造（擬装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(定期乗車券が無効となる場合)

第168条 定期乗車券は次の各号の1に該当する場合、無効として回収する。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 定期乗車券の券面に表示された事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券または回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券を、その期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券を、その期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が、第170条の規定によって証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで定期乗車券の券面に表示された区間外を乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

(通学定期乗車券の効力)

第170条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校代表者の発行した次の様式による証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

表	裏
<div style="text-align: center;"> <p>契印</p> <p>証 明 書</p> <p>No. _____</p> <p>下記の者は、当校 所属 部(科)</p> <p>_____の学生(生徒) 学年第 学年(年度生)</p> <p>であることを証明する。 氏名 _____ (才)</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>住所 _____</p> <p>平成 年 月 日発行</p> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>学校名 _____</p> <p>代表者 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">代表者 職 印</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>契印</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>写 真</p> </div>	<p>(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によつて乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によつて学籍を失つたときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>
6 cm	
8.5 cm	

(2) 通学定期券購入兼用

表

6 cm	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">契印</p> <h2 style="text-align: center;">証 明 書</h2> <p style="text-align: right;">No. _____</p> <p>下記の者は、当校 所属 部 (科)</p> <p>_____ の学生(生徒) 学年第 学年 (年度生)</p> <p>であることを証明する。氏名 _____ (才)</p> <p>生年月日 年 月 日生</p> <p>住所 _____</p> <p>平成 年 月 日発行</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; margin: 5px 0;"></div> <p style="text-align: center;">契印</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>学校名 _____</p> <p>代表者 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">代表者 職 印</div> </div> </div> </div>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年 月 日まで有効</td> <td style="width: 15%;">通学区間</td> <td style="width: 15%;">・</td> <td style="width: 15%;">間</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">通学定期乗車券発行控</td> </tr> <tr> <th>発行年月日</th> <th>有効期間</th> <th>発行駅</th> <th>記 事</th> </tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td>箇月</td><td> </td><td> </td></tr> </table>	年 月 日まで有効	通学区間	・	間	通学定期乗車券発行控				発行年月日	有効期間	発行駅	記 事		箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月				箇月		
	年 月 日まで有効	通学区間	・	間																																											
通学定期乗車券発行控																																															
発行年月日	有効期間	発行駅	記 事																																												
	箇月																																														
	箇月																																														
	箇月																																														
	箇月																																														
	箇月																																														
	箇月																																														
	箇月																																														
	箇月																																														
17cm 裏																																															
通学定期乗車券発行控		(注 意)																																													
			<p>(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によつて乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともにさし出さなければならない。</p> <p>(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によつて学籍を失つたときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p>																																												

- 備考 (1) □内には、学校種別または指定番号を表示する。
- (2) 第36条の規定により通学割引定期乗車券を購入する場合の通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式表上部に区分を表示する。
- (3) この証明書に用いる写真は、証明書発行前6か月以内に撮影した縦3cm、横3cmの正面上半身のものとする。
- (4) この証明書にはりつける写真は、証明書発行の日から1か月間に限り省略することができる。
- (5) 中学校第3学年以下(中等教育学校の前期課程を含む。)の生徒・児童および幼児の証明書は、写真を省略したものとするができる。
- (6) 必要により、通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- (7) 通学定期乗車券購入兼用の証明書にあっては、発行控欄以外の記入事項は発行者が記入するものとする。
- 2 指定学校において、その代表者が発行した証明書または学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

(学生用割引乗車券等の効力)

第171条 第32条の規定により購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生または生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
<div style="text-align: center;">契印</div> <p style="text-align: center;">旅行証明書 No.</p> <p>下記の者は、当施設□内の被救護者 で下記区間を旅行することを証明する。</p> <p>氏名 _____ (才)</p> <p>付添人氏名 _____ (才)</p> <p>乗車区間 _____ 駅から () _____ 駅まで</p> <p>平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日発行</p> <p>発行者 _____</p> <p>所在地 _____</p> <p>施設名 _____</p> <p>施設代表者氏名 _____ 代表者 職 印</p>	<p>(注 意)</p> <p>(1) この証明書は、被救護者(付添人)用割引普通乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、係員の請求があつたときは、いつでも呈示しなければならない。</p> <p>(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。</p> <p>(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。</p> <p>(4) この証明書は、旅行を終了したとき又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。</p> <p>(5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。</p>
8.5 cm	
6 cm	

備考 (1) □内には、指定番号を表示する。

(2) 乗車船区間欄末尾のカッコ内には、片道・往復または付添人だけ往復の別を表示する。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券(付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。)は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

第3節 座席指定券の効力

(座席指定券の効力)

第182条の4 座席指定券を所持する旅客は、その券面に指定された座席指定列車に限って、券面に表示されている区間を乗車することができる。

(座席指定券の指定駅から乗車しない場合の取扱い)

第182条の5 座席指定券は、これを所持する旅客がその指定乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席を指定した座席指定券を発売することがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、当該座席指定券に指定された座席の使用を請求することができない。

(座席指定券が無効となる場合)

第182条の6 座席指定券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった座席指定券を使用したとき。
 - (2) 指定以外の座席指定列車に乗車したとき。
 - (3) 有効期間を経過した座席指定券を使用したとき。
 - (4) 係員の承諾を得ないで、座席指定券の券面に表示された区間外の区間に乗車したとき。
 - (5) 券面表示をぬり消し、または改変して使用したとき。
 - (6) 使用を開始した座席指定券を他人から譲り受けて使用したとき。
 - (7) 大人が小児の座席指定券を使用したとき。
 - (8) その他座席指定券を不正乗車的手段として使用したとき。
- 2 前項の規定は、偽造した座席指定券を使用して座席指定列車に乗車した場合に準用する。

第5章 乗車券類の様式

第1節 通則

(乗車券類の表示事項)

第183条 乗車券類の表面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃・料金額
 - (2) 有効区間
 - (3) 有効期間
 - (4) 発売日付
 - (5) 発売箇所名
- 2 次の各号に掲げる乗車券類にあつては、前項に規定する表示事項の一部を省略することができる。
- (1) 自動券売機等で発売する乗車券類
 - (2) 臨時に発売する乗車券類
 - (3) その他特殊の乗車券類

(この章に規定する乗車券類の様式の変更または補足等)

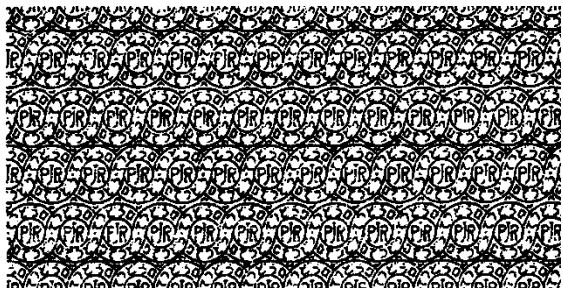
第184条 この章において規定する乗車券類の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券類は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に、不足する事項または印刷する事項を記入式とした事項等については、印章を押し、記載し、切断または入缺する等の方法によって補うものとする。

- 2 乗車券類の様式は必要によって、次の各号に規定するところにより変更することができる。
- (1) 前条第1項に規定する表示事項
 - ア表示事項の一部の裏面表示
 - イ表示事項の配列の変更
 - (2) 前号以外の様式
 - ア乗車券類の寸法の変更
 - イ表示事項の表示箇所、配列または表示方法の変更
 - ウ表示事項の一部の省略または追加
- 3 乗車券類の様式で、大人、小児等に共用できる様式のものであつても、専用の様式のものを使用することがある。
- 4 小児用等の乗車券類は、次の各号に規定する記号を関係券片の表面に影文字等をもって印刷する。
- (1) 小児用の乗車券類 「小」
 - (2) 学生用の乗車券 「学」または「学小」

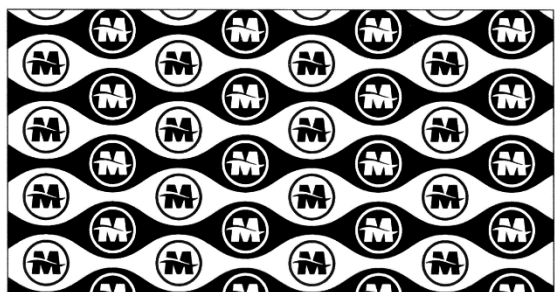
(字模様の印刷)

第186条 この章に規定する乗車券類には、別に定める場合を除き、表面に次の字模様を印刷する。

- (1) 普通乗車券、回数乗車券、座席指定券、定期乗車券、団体乗車券、特別補充券



- (2) 普通乗車券、回数乗車券、座席指定券



(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名、旅客運賃・料金の表示方は次の各号による。

- (1) 乗車券類の発駅名、着駅名は旅客運賃・料金の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券の乗車区間については、実際に乗降する駅名を表示する。
- (2) 普通片道乗車券にあつては、着駅名を「みなとみらい線何円区間」の例により金額をもって、表示することがある。
- (3) 回数乗車券にあつては、発駅名は乗車の際表示し、着駅名は「何円区間」の例により金額をもって表示する。

(旅客運賃の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃の割引等を行う乗車券には、その証として、関係券面の表面に次の各号に定める記号の表示および押印等を行う。

- (1) 旅客運賃を割引するもの

ア 第93条の規定による被救護者割引

(ア) 被救護者用

自動券売機で発売する場合の券面表示

補充券で発売する場合
の券面表示



(イ) 付添人用

自動券売機で発売する場合の券面示

添

補充券で発売する場合の券面表示

添
33

イ 第107条第1号の規定による学生割引

放
大

ウ 第107条第2号の規定による学生割引

通
高

エ 第94条の2の規定による乗継割引

割引

(2) 大人用の補充乗車券を小児用に代用するもの

小

(3) 旅客運賃を後払いとするもの

後払

(4) 再交付するもの

再

(5) 期間満了前の定期乗車券を回収して、期間の継続する新たな定期乗車券を、その有効期間の開始日前から有効とさせるもの

継続

- 2 常備式の乗車券に前項第1号に規定する割引記号を表示して発売する場合は、当該乗車券に表示されている旅客運賃を訂正しない。

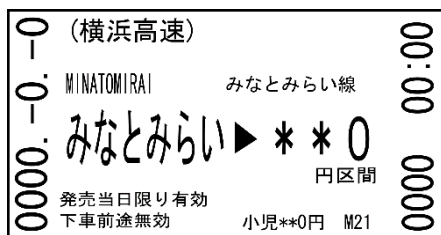
第2節 乗車券類の様式

第1款 普通乗車券の様式

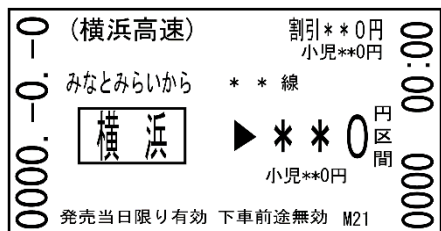
(片道乗車券の様式)

第189条 片道乗車券の様式は、次のとおりとする。

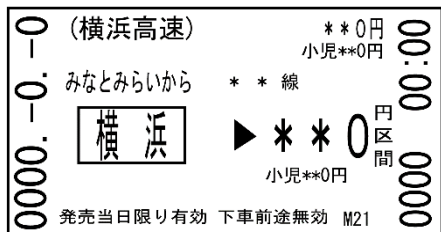
(1) 普通券



(2) 乗継割引用

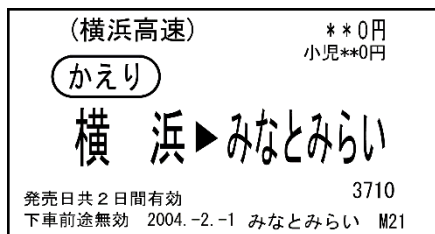
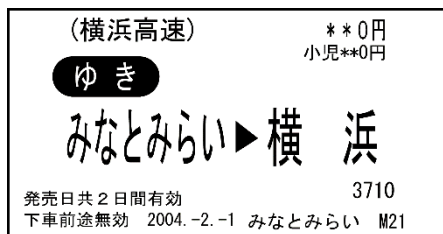


(3) 連絡用



(往復乗車券の様式)

第193条 往復乗車券の様式は、次のとおりとする。



第2款 定期乗車券の様式

(定期乗車券の様式)

第199条 定期乗車券の様式は、次のとおりとする。

(表)

通勤1箇月	(横浜高速)	No.03710 3710-0021
新高島 ↔ 横浜		
経由 -		月 日から
		まで
	■ ■	継続
0000000	才男 様	新高島駅発行021

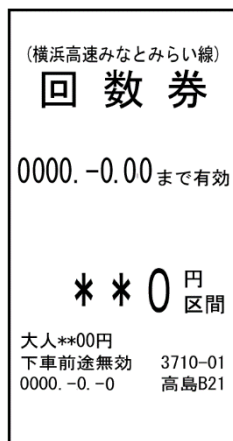
(裏)

1. 自動改札機のある駅では、自動改札機をご利用ください。(次回定期乗車券がご利用になれなくなる場合がございます。)
2. 定期乗車券は、係員から請求があるときは、いつでもお見せください。
3. 定期乗車券は、折り曲げたり磁気を帯びたものに近づけないようお願いいたします。
4. 定期乗車券は入場券としては使用できません。
5. 正当に使用されなかった場合は定期乗車券を無効として回収し、その期間の全区間の普通旅客運賃と所定の増運賃をいただきます。
 - (1) 使用資格・氏名・年齢・乗車区間その他の事実を偽って購入して使用されたとき。
 - (2) 券面の表示事項を塗り消しまたは改変して使用されたとき。
 - (3) 記名人以外の方が使用されたとき。
 - (4) 区間の連続していない他の乗車券を併せて使用し、その各券片に表示された区間と区間の間を無札で乗車されたとき。
 - (5) 有効期間以外または有効区間以外に使用されたとき。
 - (6) その他正当に定期乗車券を使用されなかったとき。
6. 不要になった場合は、所定の手数料を収受の上規定に基づき払い戻しをいたします。(払戻額がない場合もございます。)
7. 本券(磁気式定期乗車券)を紛失した場合は再発行いたしません。
8. その他、定期乗車券の取扱いは、ご利用社局における旅客営業規則等の規程によります。

第3款 回数乗車券の様式

(回数乗車券の様式)

第203条 回数乗車券の様式は、次のとおりとする。



- 備考 (1) 券番は親番に付属して、1番からの連番を表示する。
(2) 券面中央部余白に乗車駅名または乗車駅コードを印字する。
(3) 裏面に磁気膜を塗布し無地とする。

第4款 団体乗車券の様式

(団体乗車券の様式)

第208条 団体乗車券の様式は、次のとおりとする。

(表)

横浜高速鉄道 団体乗車券		No.		種別		駅発							
		駅発行		出口		入口							
コード		運賃		記事		大人 小児							
種別		期別		-									
団体名 又は代表者名		引受番号		第 号		①第 号							
人 員		大人		小児		教職員 付添人		あつ旋人 (有)		あつ旋人 等(無)		合 計	
		人		人		人		人		人		人	
一人 当り 旅行 運賃・ 料金	普通運賃	円	運賃	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	割引運賃	円	急行										
		円	グリーン										
		円	寝台										
		円	指定席										
備考												円	
行程 (列車種別に○印が附されている場合は、その乗車月) 日の当日中の任意の同種の列車に変更できます。										席 番			
乗車月日	列車種別	列車名 (列車番号)	区間 (着駅名×印の駅では途中下車できません。)		利用施設	号車	座席・寝台番号						
・			→										
・			→										
・			→										
・			→										
・			→										
・			→										
・			→										
・			→										
・			→										
記 事	責任人員					人							
	保証金					円		諸料号					
	発行年月日					年 月 日							
	発行駅					駅							

第5章 乗車券類の様式

(裏)

(出 札 証 明 欄)

旅 行 開 始 前 の 減 少 人 員																					
第 1 回	大人	小児	教・付	あつ(有)	あつ(無)			合 計	第 2 回	大人	小児	教・付	あつ(有)	あつ(無)			合 計				
	人	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人	人				
取消の指定席・寝台								申 出 日 時		取消の指定席・寝台								申 出 日 時			
列車名	指定席・寝台番号							月	日	列車名	指定席・寝台番号							月	日		
	号車								時	分		号車								時	分
	号車								取消通報センター			号車								取消通報センター	
	号車											号車									
	号車								取 扱 駅 所			号車								取 扱 駅 所	
	号車											号車									
	号車											号車									

(改 札 証 明 欄)

旅 行 開 始 後 の 実 際 乗 降 人 員								乗 車 駅	降 車 駅
大 人	小 児	教 職 員 付 添 人	あつ旋人 (有)	あつ旋人等 (無)			合 計		

(注意) 旅行開始後においては、特別な場合を除いて、旅客運賃・料金の払いもどしをいたしません。

第5款 座席指定券の様式

(座席指定券の様式)

第219条 座席指定券の様式は、次のとおりとする。

(1) 横浜駅の自動券売機、窓口処理機により発売するもの



(裏無地)

(2) 車掌用端末（みなとみらい駅、元町・中華街駅発売分を含む）により発売するもの



(裏無地)

第3節 特別補充券の様式

(特別補充券の発行)

第224条 特別補充券は、この章の第1節および第2節に規定する乗車券の代用として発行する。

- 2 特別補充券の種類は、次のとおりとする。
- (1) 出札補充券
 - (2) 改札補充券

(特別補充券の様式)

第225条 特別補充券の様式は、次のとおりとする。

(表)

(裏)

(横浜高速鉄道)

事由	甲 冊 0100-01		
領収額 Amount Received			
¥	千	円	

原	月	日	から	種別	号	円
券	經由		から	まで		ゆき
取受又は 変更区間 Fares (Charges) Collected	經由		から	まで		
人	大人Adult	小児Child	学割	発売日共 Good for	日間 有効 Days	
指	月	日	乗車駅発	時	分	
定	号車		番	席		
記	事					
平	年	月	日	駅(出)発行		
入鉄・途中下車印						

(ご 案 内)

- (1) 発駅又は着駅が、札幌市内、仙台市内、東京都区内、横浜市内・川崎・鶴見線内、名古屋市内、京都市内、大阪市内、神戸市内、広島市内、北九州市内、福岡市内又は東京山手線内と表示されている場合は、その区間内にある旅客鉄道会社線各駅で乗車又は下車できますが、これらの各駅で下車したときは、前途は無効となります。
なお、神戸市内と表示されている場合は道場駅、福岡市内と表示されている場合は姪浜駅、下山門駅、今宿駅及び周船寺駅は含まれません。また、広島市内と表示されている場合は海田市駅及び向洋駅を含みます。
- (2) 片道の営業キロが100キロメートル以内の区間の乗車券並びに東京、大阪及び福岡近郊区間内各駅相互発着の乗車券として発行したものは、途中駅で下車したときは、前途は無効です。
- (3) 自由席特急券、普通急行券又は自由席のグリーン券として発行したものは、ご乗車される列車に1回限り有効です。ただし、新幹線の自由席特急券については、出場しない限り、他の列車に自由に乗り継いでご乗車できます。

備考 (1) この様式は出札補充券のものとし、改札補充券にあつては、表面の「何駅 (出) 発行」を「何駅 (改) 発行」と表示し、また、共用するものにあつては「何駅 発行」の例によって表示する。

(2) 必要事項を印刷し、常備式とすることがある。

第6章 乗車券類の改札および引渡し

第1節 通則

(乗車券類の改札)

第228条 乗車の目的で乗降場に入場し、またはそこから出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して自動改札機または係員の改札をうけ、定められた場所から入出場しなければならない。

2 旅客は、係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

(乗車券類の引渡し)

第229条 旅客は、その所持する乗車券類が効力を失いもしくは不明となった場合またはその乗車券類を使用する資格を失った場合はそれを係員に引き渡すものとする。

第2節 乗車券類の改札および引渡し

(普通乗車券の改札・引渡しおよび運賃の納入)

第230条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を自動改札機に投入または係員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了した際にこれを自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。

(定期乗車券の改札および引渡し)

第231条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際これを自動改札機に投入または係員に呈示してその改札を受けるものとする。旅行を終了したとき、途中下車をするときおよび乗継ぎをするときも同様とする。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了したときは、直ちにこれを係員に引き渡すものとする。

(回数乗車券の改札および引渡し)

第232条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際、当該乗車券を自動改札機に投入または係員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了したときは、これを自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。

(団体乗車券の改札および引渡し)

第233条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始するとき、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客が全行程の旅行を終了したとき、その所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

(座席指定券の改札および引渡し)

第236条の3 座席指定券を使用する旅客は、当該の座席指定列車に乗車するときは、その座席指定券を係員に呈示してその改札を受け、また、使用を終えたときはこれを係員に引き渡すものとする。

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通則

(乗車変更等の取扱箇所)

第237条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅または車内において取り扱う。ただし、旅客運賃・料金の払いもどしは、旅行中止駅等所定の駅に限り取り扱う。

(手数料の收受)

第237条の2 第18条に規定する乗車券類のうち、団体乗車券と座席指定券を一葉として発行した乗車券類については、各別のものとして手数料を收受する。

(払いもどし請求権行使の期限)

第238条 旅客は、旅客運賃・料金について払いもどしの請求をすることができる場合であっても、当該乗車券類発行の日の翌日から起算して1か年を経過したときは、これを請求することができない。

(乗車変更をしている乗車券類について旅客運賃・料金の收受または払いもどしをする場合の既収額)

第240条 乗車変更の取扱いをしている乗車券類について、旅客運賃の收受をする場合（乗車変更をしている乗車券類によって更に乗越しする場合等）は、旅客が現在所持している乗車券類を発駅で購入した場合の旅客運賃・料金を收受しているものとして收受の計算をする。ただし、払いもどしの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃・料金の額を限度として取扱う。

第2節 乗車変更の取扱い

第1款 通則

(乗車変更の種類)

第241条 旅客が、その所持する乗車券類に表示された運送条件と異なる条件の乗車を必要とする場合に横浜高速が取り扱う変更（この変更を「乗車変更」という。）の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券類による旅行開始前に申し出があった場合
乗車券類変更
- (2) 当該乗車券類による旅行開始後または使用開始後に申し出があった場合
 - ア 区間変更
 - イ 団体乗車券変更
 - ウ 座席指定券変更

(乗車変更の取扱範囲)

第242条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取り扱う。ただし、第248条に規定する座席指定券の変更については、発駅また着駅に、みなとみらい、元町・中華街のいずれかの駅が含まれる券片に限り扱う。

(割引乗車券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第243条 区間、経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては乗車変更の取扱いをしない。ただし、別に定める乗継割引旅客運賃適用区間連絡における乗継割引普通乗車券はこの限りでない。

(座席指定券を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限)

第244条 座席指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、変更しようとする列車に相当の座席の余裕がある場合に限って取り扱う。

2 座席を指定する列車に乗車する団体旅客は乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(継続乗車中の旅客に対する乗車変更の禁止)

第245条 有効期間を経過した乗車券を使用して継続乗車中の旅客に対しては、乗車変更の取扱いをしない。

(別途乗車)

第247条 旅客が、乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券類が乗車変更の取扱いについて制限のあるものであるときまたは旅客運賃計算の打切り等によって旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間については、別途乗車として、その区間に対する相当の旅客運賃・料金を収受して取り扱う。

第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

(乗車券類変更)

第248条 普通乗車券または座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前または使用開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って当該乗車券類から他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）をすることができる。ただし列車が変更となる座席指定券については、その券面に表示された列車等が乗車駅を出発する時刻までに係員に変更を申し出があったときおよび申し出当日に発売できるものに変更するときに限る。

2 乗車券変更の取扱いをする場合は、原乗車券に対するすでに収受した旅客運賃と、変更する乗車券に対する旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

(区間変更)

第249条 普通乗車券・座席指定券を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅または経路について、次の各号に定める変更（この変更を「区間変更」という。）をすることができる。

(1) 着駅または営業キロ程を、当該着駅をこえた駅または当該営業キロ程をこえた営業キロ程への変更

(2) 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更

(3) 経路を、当該経路と異なる経路への変更

2 普通乗車券においては、前項に規定する取扱いをする場合は、原乗車券の区間に対するすでに収受した旅客運賃と実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の旅客運賃によって計算する。

3 列車指定券においては、当該列車が変更とならない場合で1回に限り、すでに収受した料金と実際の乗車区間に対する料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

(団体乗車券変更)

第253条 団体乗車券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って区間変更することができる。ただし、これらの変更は輸送上の支障がない場合に限って取り扱う。

2 団体乗車券変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃を収受する。

(1) 着駅を当該着駅をこえた駅に変更する場合

変更区間について、旅客運賃収受人員または変更人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。

(2) ア 着駅を、当該着駅と異なる方向の駅への変更の場合

イ 経路を、当該経路と異なる経路への変更の場合

変更区間に対する旅客運賃収受人員または変更人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗車区間に対する同一の計算による無割引の普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通則

(旅客運賃・料金の払いもどしに伴う割引証等の返還)

第261条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券類について払いもどしの取扱いを受けた場合は、すでに提出した割引証等の返還を請求することができない。

(旅客運賃の払いもどしをしない場合)

第263条 旅客は、第148条等の規定により、小児が大人用の乗車券類を使用して乗車した場合の旅客運賃・料金の差額について払いもどしを請求することができない。

第2款 乗車券類の無札および無効

(乗車券類の無札および不正使用の旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第264条 旅客が、次の各号の1に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とあわせて收受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
 - (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に入缺を受けずに乗車したとき。ただし、旅客が悪意なく、その証明のできる場合は、この限りでない。
 - (3) 第167条または第168条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む。）で乗車したとき。
 - (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒みまたは取集めの際に引渡しをしないとき。
- 2 団体旅客がその乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は第3項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第1項の規定による旅客運賃および増運賃を、その団体申込者から收受する。
- 3 団体旅客が乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第167条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけをその団体申込者から第1項本文の規定による旅客運賃および増運賃を收受する。

(定期乗車券の不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の收受)

第265条 第168条第1項の規定により定期乗車券を無効として回収した場合（同条第2項において準用する場合を含む。）は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて收受する。

- (1) 第168条第1項第1号から第5号までの1に該当する場合は、その定期乗車券の効力が発生した日（同項第5号に該当する場合で効力の発生した日が異なるときは発見日に近い日）から、同項第7号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項第8号に該当する場合は、その発売の日から、同項第9号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日から、それぞれ無効の事実を発見した当日まで、その定期乗車券を使用して券面に表示された区間（同項第5号の場合においては、各定期乗車券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を毎日1往復（または2回）ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (2) 第168条第1項第6号に該当する場合であって、回数乗車券を使用したときは、定期乗車券および回数乗車券の券面に表示された区間とその区間外を通じた区間を、その回数乗車券の使用された券片に対して1券片ごとに1回ずつ往復乗車したものとして計算した普通旅客運賃
- (3) 第168条第1項第6号に該当する場合であって、普通乗車券を使用したときおよび同項第10号から第12号までの1に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃。

(乗車駅が不明の場合の旅客運賃・増運賃の計算方)

第 266 条 第 264 条の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車等の出発駅（出発駅の異なる 2 個以上の列車を併結運転している場合は、その最遠の出発駅。また、接続列車等のある場合でその接続列車等に乗車したことが明らかなきときは、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

(座席指定券不正使用旅客に対する座席指定料金・増料金の収受)

第 267 条 係員の承諾を得ずに座席指定券を事前に購入しないで座席指定列車に乗車した旅客のうち、第 13 条第 3 項の規定に従わない旅客は、第 264 条第 1 項第 1 号の規定に該当するとみなし、無札旅客として、当該旅客の乗車駅からの座席指定料金に相当する料金と、その 2 倍の増料金とを併せ収受する。

2 第 264 条（第 1 項第 1 号を除く。）および第 266 条の規定は、座席指定券について準用する。

第3款 乗車券類の紛失

(乗車券類紛失の場合の取扱い)

- 第268条** 旅客が旅行開始後乗車券類を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができないときは、すでに乗車した区間については、第264条および第266条の規定による旅客運賃・料金、増運賃・料金を前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受し、また係員がその事実を認定することができるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃・料金を収受して増運賃・料金は収受しない。
- 2 前項の場合、旅客は、旅行終了駅において再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期乗車券または回数乗車券を使用の旅客はこの限りでない。
 - 3 第1項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に、乗車券類（定期乗車券および回数乗車券を除く。）を紛失した場合に準用する。

(再収受した旅客運賃・料金の払いもどし)

- 第269条** 前条の規定によって普通旅客運賃・料金、増運賃・料金を支払った旅客は、紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再収受証明書とをもより駅に差し出して、発見した乗車券1枚につき手数料190円（連絡乗車券については、220円、座席指定券については100円）を支払いその旅客運賃について払いもどしの請求をすることができる。ただし、普通旅客運賃・料金および増運賃・料金を支払った日の翌日から起算して1か年間を経過したときは、これを請求することができない。

(団体乗車券紛失の場合の取扱い)

- 第270条** 旅客が団体乗車券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは第268条の規定にかかわらず、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体乗車券を再交付することがある。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について、すでにその旅客運賃の払いもどしをしている場合を除く。

第4款 任意による旅行の取りやめ

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第271条 旅客は、旅行開始前に普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ有効期間内（前売の乗車券については有効期間の開始日前を含む。）であるときに限って、これを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として、乗車券1枚につき190円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については220円とする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復を条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は前項の規定にかかわらず、すでに収受した往復旅客運賃から、すでに使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

(使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払いもどし)

第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券、使用開始前の回数乗車券について準用する。ただし、この場合、旅客は、手数料として乗車券1枚につき（回数乗車券は全券片を1枚とする）220円を支払うものとする。

2 前項の規定による定期乗車券の払いもどしは、第271条の規定にかかわらず、横浜高速の指定する駅において取り扱うものとする。

(旅行開始前の座席指定料金の払いもどし)

第273条 旅客は、旅行開始前に座席指定券が不要となった場合は、その指定を受けた列車がその乗車駅を出発する時刻までにこれを、横浜、みなとみらい、元町・中華街の各駅に差し出したときに限って、既に支払った指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合において、旅客は、手数料として座席指定券1枚につき100円を支払うものとする。

(旅行開始前の団体旅客運賃の払いもどし)

第273条の2 旅客は、旅行開始前に団体乗車券が不要となった場合は、始発駅出発時刻前までにこれを駅に差し出したときに限って、すでに支払った団体旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、手数料として乗車券1枚につき220円（座席指定券を発行したものについては、前条に規定する払戻し手数料に相当する額）を支払うものとする。

2 団体旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払いもどすことがある。

(旅行開始後の旅客運賃・料金の払いもどし)

第274条 旅客は、普通乗車券および座席指定券を使用して旅行開始した後、旅行を中止した場合は、その乗車券類は前途に対して無効として回収し、旅客運賃・料金の払いもどしはしない。

2 往復乗車券の未使用券片については、前項の規定にかかわらず第271条の規定を適用する。

(不乗区間に対する旅客運賃・料金の払いもどしをしない場合)

第275条 旅客は、第148条の規定により乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間について、旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができない。

(定期乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条 旅客は、定期乗車券の使用を開始した後、その定期乗車券が不要となったときは、有効期間内である場合に限って、これを横浜高速が指定する駅に差し出して、すでに支払った定期旅客運賃から使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は手数料として乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の計算については、払いもどし請求の当日は経過日数に算入し、また、1か月未満の経過日数は1か月として計算する。

3 第1項の定期乗車券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号によって計算する。

(1) 使用経過月数が1か月または3か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃

(2) 使用経過月数が2か月のときは、1か月に相当する定期旅客運賃の2倍の額

(3) 使用経過月数が4か月のときは、3か月と1か月に相当する定期旅客運賃の合算額

(4) 使用経過月数が5か月のときは、3か月と1か月の2倍に相当する定期旅客運賃の合算額

(回数乗車券使用開始後の旅客運賃の払いもどし)

第277条の2 旅客は回数乗車券の使用を開始した後、その回数乗車券が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限ってこれを駅に差し出して、すでに支払った旅客運賃から使用済み券片数に対する普通旅客運賃と手数料220円を差し引いた残額の払いもどしを請求することができる。

(旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払いもどし)

第 278 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って、乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数 (30 日を限度とする。) について、乗車券の有効期間の延長を請求し、またはすでに支払った旅客運賃からすでに乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払いもどしをその旅行を中止した駅に請求することができる。この場合、払いもどしを受ける旅客は、手数料として乗車券 1 枚につき 190 円を支払うものとする。ただし、連絡乗車券については 220 円とする。

(1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき

(2) 国会から喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき

2 前項の規定による有効期間の延長の請求は、旅行開始前の乗車券についても、これを準用する。

3 定期乗車券、回数乗車券、団体乗車券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。

4 旅客は、第 1 項および第 2 項の規定により乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受け取るものとする。この場合、旅客が第 1 項の規定により延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

(傷い疾病等の場合の証明)

第 279 条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実を認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示するものとする。

(有効期間の延長および旅客運賃の払いもどしの特例)

第 280 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終列車に乗りおくれた場合、直ちに当該乗車券を係員に呈示して有効期間の延長または旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長、または手数料として乗車券 1 枚につき 190 円 (連絡乗車券については 220 円) を収受して旅客運賃の払いもどしの取扱いをする。

第5款 運行不能および遅延

(列車の運行不能の場合の取扱い)

第282条 事故発生前に購入した乗車券を所持する旅客は、列車が運行不能となった場合、次の各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。ただし、回数乗車券を使用する旅客は、無賃送還の取扱いに限ってこれを請求することができる。また、定期乗車券を使用する旅客はこの限りでない。

(1) 第282条の2に規定する旅行の中止ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

(2) 第284条に規定する無賃送還ならびに旅客運賃および料金の払いもどし

2 旅客は、旅行開始前に前項に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券類（定期乗車券および回数乗車券を除く。）が不要となった場合は、有効期間内（前売の乗車券類については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限ってこれを駅に差し出してすでに支払った旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。

(旅行中止による旅客運賃の払いもどし)

第282条の2 前条第1項の規定により旅客が旅行を中止し、乗車券を駅に差し出した場合は、旅行中止駅・着駅間に対する旅客運賃の払いもどしをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、旅行中止駅・着駅間に対する当該割引の旅客運賃の払いもどしをする。

(無賃送還の取扱い)

第284条 旅客の無賃送還の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1) 無賃送還は、その事実が発生した際、使用していた乗車券類の券面に表示された駅までとする。

(2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車（座席指定列車を除く）による。

(3) 旅客が第2号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱をしない。

2 前項の無賃送還を行った場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払いもどしをする。ただし、回数乗車券を使用する旅客については払いもどしの取扱をしない。

(1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、すでに収受した旅客運賃の全額

(2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときまたは無賃送還中の途中駅に下車したときは次に定める額

ア 原乗車券が無割引のものであるときは、途中駅・着駅間に対する無割引の普通旅客運賃

イ 原乗車券が割引のものであるときは、割引条件のいかんにかかわらず、途中
駅・着駅間に対する当該割引の普通旅客運賃

- 3 第1項の無賃送還を行った場合、回数乗車券を使用する旅客は、当該券片をその後
1回に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(運行不能時の旅客運賃の払いもどし駅)

第286条 第282条の2、第284条の規定により、旅客運賃の払いもどしを受けよう
とする旅客は、次の各号の定める駅で旅客運賃の払いもどしの請求をしなければならない。

- (1) 無賃送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無賃送還の取扱いを受ける旅客は、送還の終えた駅

(運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払いもどし)

第288条 定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客は、列車が運行休止のため、
引き続き5日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、その乗車券を駅（定期乗
車券については、横浜高速が指定した駅）に差し出して、相当日数の有効期間の延長
を請求し、または次の各号に定める金額の払いもどしを請求することができる。

(1) 定期乗車券

使用しない区間（2区間以上ある場合は、その区間のキロ程を通算する。）の原定
定期乗車券と同一の種類および有効期間による定期旅客運賃を次の日数（第29条第2
項の規定によりは数となる日数を付加して発売したものにあっては、当該日数を加
えた日数）で除し、その1円未満の数は1円単位に切り上げた日割額に、休止日
数を乗じは数計算した額

- | | | |
|---|-------------|------|
| ア | 有効期間が1か月のもの | 30日 |
| イ | 有効期間が3か月のもの | 90日 |
| ウ | 有効期間が6か月のもの | 180日 |

(2) 回数乗車券

回数旅客運賃に残余の券片数を乗じ、これを総券片数で除しては数計算した額

(座席指定料金の払いもどし)

第289条 座席指定券を所持する旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、そ
の座席指定料金の全額払いもどしを、第273条に規定する駅に請求することができ
る。

- (1) 運輸上の支障その他の当社の責に帰する事由により、指定された座席指定列車に
乗車することができなくなったとき。
- (2) 座席指定列車の運行不能または遅延のため、第282条の規定により発駅まで無賃
送還の取扱いを受けたとき。

- 2 旅客は、座席指定券購入の際、一部区間が不通であることを承諾して購入した座席指定券については、前項の規定にかかわらず、当該座席指定料金の払いもどしを請求することができない。
- 3 旅客が、連絡会社線からみなとみらい線着駅となる座席指定券を所持する場合で、みなとみらい線が運行不能となった場合は、横浜駅を当該座席指定券の下車駅とみなして取り扱うものとし、すでに収受した座席指定料金の払いもどしは行わないものとする。

(運行不能、遅延等の場合のその他の請求)

- 第290条の3** 旅客は、第282条または第307条第4項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第282条から前条または第307条第4項に定める取扱いに限って請求することができる。
- 2 旅客は、列車等の運行不能もしくは遅延が発生した場合、または第307条第2項の規定による手回り品の内容の点検もしくは同条第3項の規定による協力の求めに応じたことにより列車に乗車することができない場合は、前項に規定するものを除いて、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、一切の請求をすることはできない。

第6款 誤乗および誤購入

(誤乗区間の無賃送還)

第291条 旅客（定期乗車券または回数乗車券を使用する旅客を除く。）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を認定したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車に（座席指定列車を除く）よって、その誤乗区間について、無賃送還の取扱いをする。

2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

(誤乗区間無賃送還の取扱方)

第292条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

2 旅客が、無賃送還中途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間およびすでに送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

(乗車券類誤購入の場合の取扱方)

第293条 旅客が、駅名の類似その他の事由により誤ってその希望するものと異なった着駅もしくは経路の乗車券類を購入した場合であって係員がその事実を認定したときは、正当な乗車券類に変更の取扱いをする。

2 前項の場合は、すでに収受した旅客運賃・料金と正当な旅客運賃・料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

第8章 入場券

(入場券の発売)

第294条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持しなくてはならない。ただし、6才以上の入場券所持者が随伴する6才未満の者2人までについては、この限りでない。

2 入場券は駅において、自動券売機または係員により発売する。この場合、入場券の使用時間を制限して発売することがある。

3 前項後段の規定により入場券の使用時間を制限する場合は、券面に発売時刻を表示して発売する。

(入場券の料金)

第295条 入場券の料金は、次のとおりとする。

大人 190円

小児 100円

(入場券の効力)

第296条 入場券は、発売駅で発売当日中に1人1回に限って使用することができる。

2 入場券所有者は列車に立ち入ることができない。

(入場券が無効となる場合)

第297条 入場券は、次の各号の1に該当する場合は無効として回収する。

(1) 券面表示事項もしくは磁気情報をぬり消し、または改変して使用したとき。

(2) 発売駅以外の駅で使用したとき。

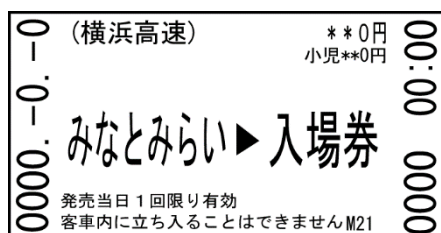
(3) 大人が小児の入場券を使用したとき。

(4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用した場合に準用する。

(入場券の様式)

第298条 入場券は、次の様式により印刷したものに、その表面左端に発行日付印を押したものとする。



(入場券の改札および引渡し)

- 第 299 条** 入場券は、入場の際に自動改札機に投入または係員に呈示して入鋏を受けるものとする。
- 2 入場券は、その使用を終えたときは、直ちに自動改札機に投入または係員に引き渡すものとする。
 - 3 入場券は、その効力を失った場合は、直ちに係員に引き渡すものとする。

(無札入場者)

- 第 300 条** 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、または第 297 条第 1 項の規定により入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 295 条の規定による入場料金を収受する。
- 2 前項の規定は第 297 条第 2 項の規定により偽造の入場券を回収した場合に準用する。

(入場料金の払いもどし)

- 第 301 条** 入場料金の払いもどしはしない。
- 2 第 6 条の規定により入場券の使用を制限し、または停止した場合は入場料金の払いもどしを請求することができる。

第9章 手回り品

(手回り品および持込禁制品)

第307条 旅客は、第308条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

(1) 別表第3号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの。

(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）

(3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用しないとお認められるものおよび懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）

(4) 死体

(5) 動物（少量の小鳥、小虫類、初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または第308条第4項に規定する動物を除く。）

(6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。

(7) 車両を破損するおそれがあるもの。

2 前項ただし書第1号または第2号の規定による物品の車内への持込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 旅客に対し、前項の点検の対象者の特定のための協力を求めることがある。

4 第2項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第1項ただし書に定める物品を所持していなかった場合に限る。）は第282条第1項第1号および第2号のいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。

5 第2項および第3項の規定による手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。

6 前項の場合、旅客に対し、車内または乗降場からの退去を求めることがある。

第307条の2 別表第3号に定める危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限って、手回り品として車内に持ち込むことができる。

(注) 揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

(車内持ち込み手回り品の範囲)

第 308 条 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のものであって、その重量が 30 キログラム以内のものを車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 メートルをこえる物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車であって、解体して専用の袋に収納したものまたは、折りたたみ自転車であって、折りたたんで専用の袋に収納したもの。

(2) サーフボードであって、専用の袋に収納したもの。

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、次の各号の 1 に該当する犬を車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 条）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネスをつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘、つえ、ハンドバック、ショルダーバック等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、車内に持ち込むことができる。

4 旅客は小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣およびへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは前項の規定に準じて横浜高速の承諾を受け車内に持ち込むことができる。

(1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が、120 センチメートル以内の専用の容器に収納したもの。

(2) 専用の容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの。

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第 312 条 旅客が第 307 条第 1 項ただし書の規定によって持ち込むことのできない物品、または第 308 条の規定によって持込制限をこえる物品を横浜高速の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ乗車券は第 165 条の規定により、その後の乗車について無効として回収する。

(手回り品の保管)

第 315 条 手回り品は旅客において保管の責任を負うものとする。

第10章 遺失物の回送

(遺失物回送の特例)

第326条 携帯品の遺失者は、その遺失物が傘・つえ・帽子・ハンドバッグその他これに類する身の回り品であつて重量が5キログラム以内で、かつ、別表第4号に掲げる貴重品および第307条に定める持込禁制品でない物品であるときは、1回に限り遺失者の請求により、その指定する駅まで無賃で回送の取扱いをする。ただし、横浜高速は、その物品に滅失・破損等の損害が発生した場合でも、故意または重大な過失があるときを除いて、賠償の責任を負わない。

第11章 雑則

(旅客運送の契約条件の変更)

第328条 次の各号に該当する場合、横浜高速の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更に同意したものとする。

- (1) 旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 横浜高速は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を、横浜高速ホームページへの掲載その他の適切な方法で周知するものとする。

規則別表第 1 号 営業キロ程表

	新高島	みなとみらい	馬車道	日本大通り	元町・中華街
横浜	0.8	1.7	2.6	3.2	4.1
	新高島	0.9	1.8	2.4	3.3
		みなとみらい	0.9	1.5	2.4
			馬車道	0.6	1.5
				日本大通り	0.9
					元町・中華街

規則別表第2号の1 大人片道普通旅客運賃表

基本運賃	
キロ程	運賃
1キロ	200円
2	200
3	200
4	230
5	230

- ・運賃には、鉄道駅バリアフリー料金制度（大人10円）を含む。
- ・小児片道普通旅客運賃は大人片道普通旅客運賃を折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。

規則別表第2号の2

大人定期旅客運賃表

キロ程	基本運賃					
	通勤			通学		
	1か月	3ヶ月	6か月	1か月	3ヶ月	6か月
1	7,810円	22,260円	42,180円	4,460円	12,720円	24,090円
2	7,810	22,260	42,180	4,460	12,720	24,090
3	7,810	22,260	42,180	4,460	12,720	24,090
4	8,630	24,600	46,610	4,940	14,080	26,680
5	8,630	24,600	46,610	4,940	14,080	26,680

・定期旅客運賃の計算方

(1か月定期旅客運賃)

(通勤) 1か月定期旅客運賃に、鉄道駅バリアフリー料金600円を加算した額

(3か月定期旅客運賃)

(通勤) 1か月定期旅客運賃を3倍した額から5分引し、鉄道駅バリアフリー料金1,710円を加算した額

(通学) 1か月定期旅客運賃を3倍した額から5分引

(6か月定期旅客運賃)

(通勤) 1か月定期旅客運賃を6倍した額から1割引し、鉄道駅バリアフリー料金3,240円を加算した額

(通学) 1か月定期旅客運賃を6倍した額から1割引

なお、上記計算に生じた10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。

・小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃を折半し、10円未満のは数は切り上げて10円単位とする。

なお、小児通勤定期旅客運賃は、大人通勤定期旅客運賃を折半した額に、通勤1か月には300円、通勤3か月には850円、通勤6か月には1,620円の鉄道駅バリアフリー料金を加算した額とする。

規則別表第3号

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒*）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造とも重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	—
			—	ジニトロナフタリン	—	—
			—	ジニトロトルエン	—	—
			—	ジニトロフェノール	—	—
			—	ニトログリコール	—	—
			—	トリニトロベンゼン	—	—
			—	トリニトロトルエン	—	—
			—	ピクリン酸	—	—
			—	過酢酸	—	—
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	—
			—	アジ化ナトリウム	—	—
—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	—	—			
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	—
			—	黄リンマッチ	—	—
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	—
			—	金属リチウム	—	—
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	—
			—	カリウムアマルガム	—	—
			—	ナトリウムアマルガム	—	—
			—	マグネシウム（粉状箔状又はひも状のものに限る。）	—	—
			—	アルミニウム粉	—	—
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	—
			—	黄リン	—	—
			—	硫化リン	—	—
			—	赤りん	—	—
			—	リン化石灰	—	—
			—	リン化カルシウム	—	—
			—	ハイドロサルファイト（亜二チオン酸ナトリウム）	—	—
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	—
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造とも重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	
			—	コロジオン	水絆創膏、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの	
			—	鉱油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品(ローション、クリーム等)*		
			—	アルコール(変性アルコールを含む。)	酒類*		
			—	揮発油	—	—	
			—	ソルベントナフタ	—	—	
			—	コールタール軽油	—	—	
			—	ベンゼン(ベンゾール)	—	—	
			—	トルエン(トルオール)	—	—	
			—	キシレン(キシロール又はザイロール)	—	—	
			—	二硫化炭素	—	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	—	
			—	エーテル	—	—	
			—	クロロシラン	—	—	
			—	アセトアルデヒド	—	—	
			—	パラアルデヒド	—	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	—	
			—	モノメチルアミン	—	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	—	
			—	ジメチルアミン	—	—	
			—	ピリジン	—	—	
			—	酢酸アルミ	—	—	
			—	酢酸エチル	—	—	
			—	酢酸メチル	—	—	
			—	義酸エチル	—	—	
			—	プロピルアルコール	—	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	—	
			—	臭化エチル(エチルプロマイド)	—	—	
			—	酢酸ブチル	—	—	
			—	フーゼル油	—	—	
			—	灯油(石油)	—	—	
			—	軽油(ガス油)	—	—	
			—	重油(バンカー油、ディーゼル重油)	—	—	
			—	ガソリン	—	—	
			—	ニトロベンゼン(ニトロベンゾール)	—	—	
			—	ニトロトルエン(ニトロトルオール)	—	—	
			—	エチルエーテル	—	—	
		—	酸化プロピレン	—	—		
		—	ノルマルヘキサシ	—	—		
		—	エチレンオキシド	—	—		
		—	酢酸ノルマルペンチル	—	—		
		—	イソペンチルアルコール	—	—		
		—	メチルエチルケトン	—	—		
		—	その他	—	その他の引火性の物及びその製品	ペンキ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高压ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
					炭酸ガスカートリッジ*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				天然ガス	プロパンガス*	
				水素ガス	水素ガス吸入器*	
				窒素ガス	窒素ガスボンベ*	
				オゾン	オゾン発生器*	
				ヘリウム	ヘリウムガス*	
				ネオンガス	ネオン管*	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
			エタン	—		
			エチレン	—		
			メタン	—		
			その他の圧縮ガス及びその製品	—		
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造とも重量が2キログラム以内のもの
				フロン—12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フロン—22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	—	—
				液体窒素	—	—
				液体酸素	—	—
				液体アンモニア	—	—
液体塩素	—	—				
液体亜硫酸	—	—				
液化シアン化水素（液体青酸）	—	—				
塩化エチル	—	—				
塩化メチル（メチルクロライド）	—	—				
液化酸化エチレン	—	—				
塩化ビニルモノマ	—	—				

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
		その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	
		6	放射性的物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	

規則別表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	塩化スルホン酸(塩化スルフリルを含む。)	—	—
			—	沸化水素酸	—	—
			—	硫酸ジメチル (ジメチル硫酸)	—	—
			—	フェロシリコン	—	—
			—	塩化硫黄	—	—
			—	クロロピクリン	—	—
			—	四エチル鉛	—	—
			—	クロロホルム	—	—
			—	臭素 (ブロム)	—	—
			—	ホルマリン	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) で指定されている毒物及び劇物	—	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)	バッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法 (昭和23年法律第82号) の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	DDT剤		
		—	鉱油剤			
		—	その他、農薬取締法 (昭和23年法律第82号) の適用を受けるもの			
		その他危険物	—	生石灰 (酸化カルシウム)	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
—	塩化アセトフェノン (クロルアセトフェノン)		催涙スプレー*	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの		
—	低温焼成ドロマイト		—	—		
—	塩化リン		—	—		
—	臭化ベンジル		—	—		
—	四塩化チタン		—	—		

(注1) 「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号) の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

規則別表第4号

貴重品

- (1) 貨幣・紙幣および銀行券
- (2) 印紙および郵便切手
- (3) 公債証券・大蔵省証券・株券・債券・手形・商品券その他の有価証券〔当せん金付証券（昭和23年法律第114号）〕に基づいて発行した宝くじ等の未抽せん証券を含む。
- (4) 金・銀・白金その他の貴金属およびその製品
- (5) イリジウム・タングステンその他のまれな金属およびその製品
- (6) 金剛石・紅玉・緑柱石・その他の宝石類およびその製品
- (7) こはく・真珠・さんご・象げ・べっ甲およびその製品
- (8) 美術品および骨とう品
- (9) 容器・荷造りを加えて1キログラムの価格が40,000円の割合をこえる物品。ただし、動物を除く。